

一人権だより

vol.19

【街頭啓発活動】

7 月の桂川町人権・同和問題啓発強調月間に向けて、

桂川町人権・同和問題協議会主催の街頭啓発を6月29日、桂川町役場付近をはじめ、町内5カ所で行いました。道行く方や車で止まっている方などに、啓発用うちわや市民講座のチラシなどの配布を行うなどの街頭啓発を実施しました。



「マスオさんのすべてのものに心を込めて」という演題で講演を行いました。

増岡さんは、ご自身の体験談を交えながら、『言葉は相手におけるプレゼント。言葉には温度があります。冷たい言葉は固くどがって、相手の心に突き刺さります。そして、その傷を治せる病院はないのです』と、参加者に言葉の大切さを優しく語りかけた講演となりました。

(参加者の声)

○生活の中で家族と温かい言葉のキャッチボールをしたいと思います。
○心をこめて相手を思いやり、人権を守っていききたい。



【問合せ先】〒8200-0606

嘉穂郡桂川町大字土居360番地 桂川町人権センター内
隣保・人権同和教育係 ☎65・1187

全国一斉「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間

9月10日(月)～16日(日)の7日間

福岡法務局と福岡県人権擁護委員連合会では、9月10日から16日までの一週間を全国一斉「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間として、高齢者・障がい者に関する人権問題のご相談を受け付ける相談電話を設置します。

相談日時 9月10日～16日

8時30分～19時

※ただし、土・日は、10時～17時

電話番号 0570・003・1100 （百ゼロみんなのひやくとぞばん）

（みんなの人権110番 全国共通 人権相談ダイヤル）

生活上の心配ごと、家庭内や近隣でのトラブル、嫌がらせや虐待など、悩みや困りごとがある方は、ひとりで悩まず、お気軽にご相談ください。人権擁護委員と法務局職員が無料で相談に応じます。

福岡法務局では、強化週間以外でも、土・日・祝日を除く月曜日から金曜日の8時30分から17時15分まで（それ以外は、留守番電話対応）様々な人権相談を受け付けています。

問合せ先 福岡法務局 人権擁護部

☎092・6322・4311